

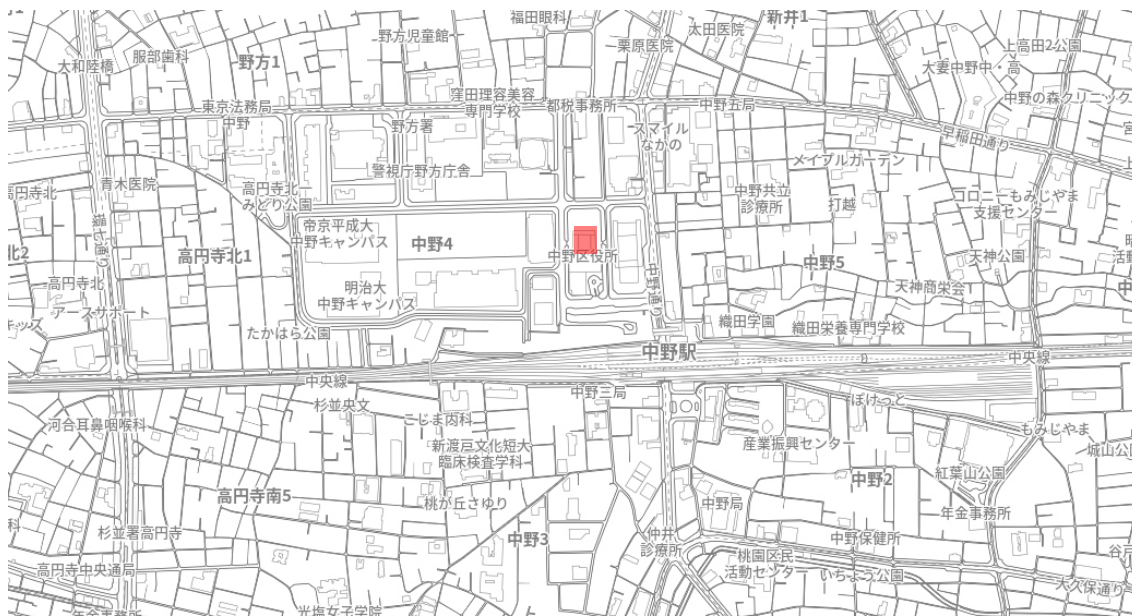
(第18号議案)

財産の処分について

- 1 処分財産の種類及び表示
中野区役所庁舎
《建物》

種類	事務所(庁舎)
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付9階建
処分する床面積	3,038.61平方メートル
- 2 処分方法
権利変換をしない旨の申出等(都市再開発法第71条の規定に基づく)
- 3 処分価格(最低限度額)
金452,993,000円
- 4 処分の相手先
中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業 施行予定者
- 5 契約予定年月日
令和6年7月 都市再開発法第71条に基づく権利変換をしない旨の申出等
令和7年1月 都市再開発法第91条に基づく補償金等の契約

位置図



【参考】

従前資産評価額

所有者	権利変換期日前の資産				
	宅地		建物		計 千円
	㎡	千円	㎡	千円	
中野区 (中野区本庁舎)	8,744.08	23,660,000	17,819.35	2,648,080	28,158,080
中野区 (清掃車庫跡地)	825.27	1,850,000	—	—	
まちづくり中野2 1	9,529.79	28,490,000	51,263.24	6,963,910	35,453,910
中野区土地開発公社	1,221.00	2,740,000	—	—	2,740,000
合計	20,320.14	56,740,000	69,082.59	9,611,990	66,351,990

※中野区本庁舎の建物のうち、低層部分については、中野四丁目新北口駅前土地区画整理事業の補償対象

転出補償金とする資産（財産の処分にあたる資産）

所有者	都市再開発法第71条の権利変換を希望しない旨の申出等を行う資産				
	宅地		建物		計 千円
	㎡	千円	㎡	千円	
中野区 (中野区本庁舎)	1,512.70	4,093,097	3,038.61	452,993	4,546,090
まちづくり中野2 1	9,529.79	28,490,000	51,263.24	6,963,910	35,453,910
合計	11,042.49	32,583,097	54,301.85	7,416,903	40,000,000

※金額は百円単位四捨五入
面積は小数点三位四捨五入